

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田舎館村は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

青森県田舎館村長

公表日

令和7年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	介護保険は、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び徴収、要介護認定、保険給付などに関する事務を行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①被保険者の資格記録管理 ②申請書や届出書に関する確認 ③保険料賦課の算定・発送や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ④保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ⑤被保険者の介護認定情報管理 ⑥被保険者の給付実績管理 ⑦保険料の徴収(特別徴収、口座振替・納付書による普通徴収)、滞納管理、給付制限管理 ⑧「サービス検索・電子申請機能」を通じて申請された電子申請データの受理、審査等
③システムの名称	介護保険システム、宛名システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、受給者情報ファイル、収納情報ファイル、滞納管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、第2項及び別表68の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1,2,3,4,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,56の2,58,60,61,62,80,81,87,90,94,95,97,106,108,109,117,120の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	厚生課
②所属長の役職名	厚生課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	田舎館村役場 企画観光課 青森県南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻123-1 電話番号0172-58-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	田舎館村役場 厚生課 青森県南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻123-1 電話番号0172-58-2111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月15日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月15日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク
への対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」を遵守し、複数人での確認を行っている。

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

〔 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」を遵守し、複数人での確認を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月1日	I－8連絡先	企画観光課	厚生課	事後	
平成29年3月1日	II－1いつ時点の計数か	平成27年12月25日 時点	平成29年1月20日 時点	事後	
平成29年3月1日	II－2いつ時点の計数か	平成27年12月25日 時点	平成29年1月20日 時点	事後	
平成29年4月1日	I－5②所属長	厚生課長 成田昭文	厚生課長 鈴木勝	事後	
平成30年3月30日	II－1いつ時点の計数か	平成29年1月20日 時点	平成30年3月29日 時点	事後	
平成30年3月30日	II－2いつ時点の計数か	平成29年1月20日 時点	平成30年3月29日 時点	事後	
令和1年5月10日	I－5②所属長	厚生課長 鈴木勝	厚生課長	事後	特定個人情報保護評価に関する規則等の改正に伴う変更
令和1年5月10日	II－1いつ時点の計数か	平成30年3月29日 時点	平成31年4月11日 時点	事後	
令和1年5月10日	II－2いつ時点の計数か	平成30年3月29日 時点	平成31年4月11日 時点	事後	
令和1年5月10日	IV リスク対策	－	改正後の様式による新項目の記載	事後	特定個人情報保護評価に関する規則等の改正に伴う変更
令和2年4月30日	II－1いつ時点の計数か	平成31年4月11日 時点	令和2年4月11日 時点	事後	
令和2年4月30日	II－2いつ時点の計数か	平成31年4月11日 時点	令和2年4月11日 時点	事後	
令和3年4月22日	II－1いつ時点の計数か	令和2年4月11日 時点	令和3年4月19日 時点	事後	
令和3年4月22日	II－2いつ時点の計数か	令和2年4月11日 時点	令和3年4月19日 時点	事後	
令和3年8月19日	I－4②法令上の根拠	番号法第9条および別表第1第68号 番号法別表第二の 1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,46,56,－ 2,58,61,62,80,83,87,90,93,94,95,117の項	番号法第9条第1項、第2項及び別表第1の68の項 番号法第19条第8号及び別表第二の 1,2,3,4,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,60,61,62,80,81,87,90,94,95,97,106,108,109,1 17,120の項	事前	誤記訂正及び番号法の改正に伴う変更
令和4年8月18日	II－1いつ時点の計数か	令和3年4月19日 時点	令和4年8月17日 時点	事後	
令和4年8月18日	II－2いつ時点の計数か	令和3年4月19日 時点	令和4年8月17日 時点	事後	
令和4年8月18日	IV－8 内部監査	－	○	事後	
令和5年5月22日	I－1②事務の概要	－	⑧「サービス検索・電子申請機能」を通じて申請された電子申請データの受理、審査等 を追記	事後	電子申請サービスの開始に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月22日	I－1③システムの名称	介護保険システム、宛名システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	介護保険システム、宛名システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事後	電子申請サービスの開始に伴う変更
令和6年5月14日	II－1いつ時点の計数か	令和5年5月12日 時点	令和6年5月13日 時点	事後	
令和6年5月14日	II－2いつ時点の計数か	令和5年5月12日 時点	令和6年5月13日 時点	事後	
令和7年6月3日	I－3法令上の根拠	番号法第9条第1項、第2項及び別表第1の68の項	番号法第9条第1項、第2項及び別表68の項	事後	番号法改正による変更
令和7年6月3日	1－4②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二の1,2,3,4,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,56の2,58,60,61,62,80,81,87,90,94,95,97,106,108,109,117,120の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1,2,3,4,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,56の2,58,60,61,62,80,81,87,90,94,95,97,106,108,109,117,120の項	事後	番号法改正による変更
令和7年6月3日	II－1いつ時点の計数か	令和6年5月13日 時点	令和7年5月15日 時点	事後	
令和7年6月3日	II－2いつ時点の計数か	令和6年5月13日 時点	令和7年5月15日 時点	事後	
令和7年6月3日	IV－8人手を介在させる作業	記載なし	人手を介在させる作業の追加	事後	様式変更による追加
令和7年6月3日	IV－11最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	最も優先度が高いと考えられる対策の追加	事後	様式変更による追加